

1. 個別支援計画の位置付け

障がい児通所支援事業では、児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画に位置付けられた内容の支援を実施します。個別支援計画は、下記を踏まえた「総合的な支援の方針」として作成してください。

- ・ こどもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）
- ・ こどもの最善の利益の優先考慮
- ・ アセスメント、モニタリングを踏まえた利用児童と家族の意向（生活に対する意向）
- ・ 長期目標、短期目標
- ・ 各目標を達成するための支援目標及び具体的な支援内容等

※障がい児通所支援は個々の児童へのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであることから、支援目標や支援内容がそれぞれの児童について同一のものとなることは想定されません。

2. 個別支援計画作成の流れ

個別支援計画の作成に当たっては、下記の手順が必要です。

- (1) アセスメント
- (2) 個別支援計画（原案）の作成
- (3) 障がい児通所支援の提供に当たる担当職員等との会議（以下「個別支援会議」とします。）
- (4) 個別支援計画（本計画）の作成
- (5) 支給決定保護者に対する説明・文書による同意・交付

個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）や継続的なアセスメント等に基づき、少なくとも6月に1回以上の個別支援計画の見直しが必要です。

※モニタリングやアセスメントを実施した結果、個別支援計画の見直しを不要と判断する場合であっても、長期（1年程度）にわたり同一であることは想定されません。

2－(1) アセスメント

児童の有する能力、環境、日常生活全般の状況等を把握し、評価を通じて、児童やその家族の希望する生活や課題等を把握します。

(留意事項)

- ・ 児童発達支援管理責任者（OJT期間中の職員を含む）が実施してください。
- ・ 支給決定保護者及び利用児童への面接の実施が必要です。
- ・ アセスメント実施記録には、①面接の実施年月日、②出席者、③聞き取り内容を明確に記載してください。
- ・ 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。）の視点を踏まえて実施してください。

2－(2) 個別支援計画（原案）の作成

アセスメント・モニタリングに基づき、児童や支給決定保護者の意向を踏まえた総合的な支援目標や達成時期、具体的な支援の内容を記載した個別支援計画（原案）を作成してください。

(留意事項)

- ・ 児童発達支援管理責任者（OJT期間中の職員を含む）が作成してください。
- ・ 個別支援計画（原案）には、①作成者、②作成日を記載してください。
- ・ 5領域との関連性を踏まえた具体的な支援内容を記載してください。
- ・ インクルージョンの観点を踏まえて作成してください。
- ・ 児童の家族に対する援助、施設（事業所）が提供する障がい児通所支援事業以外の保健医療サービスや福祉サービスとの連携を含めて個別支援計画（原案）に位置付けるよう努めてください。

2－(3) 個別支援会議

施設（事業所）内で児童の支援に当たる担当者等を招集して会議を開催し、児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画（原案）について、担当者等に意見を求めてください。

（留意事項）

- ・ テレビ電話装置等を活用し、オンラインで実施することも可能です。
- ・ 個別支援会議の実施記録には、①実施年月日、②出席者、③協議内容を明確に記載してください。
当該会議に出席できなかった職員にも意見を求めるよう努めてください。

2－(4) 個別支援計画（本計画）の作成

個別支援会議での協議内容を踏まえ、個別支援計画（本計画）を作成してください。

（留意事項）

- ・ 児童発達支援管理責任者が作成してください。
※OJT期間中の職員は、個別支援計画（本計画）を作成することはできません。
- ・ 個別支援計画（本計画）にも、作成者や作成日等の「2－(2) 個別支援計画（原案）の作成」に記載した必要事項の記載が必要です。

2 – (5) 支給決定保護者に対する説明・文書による同意・交付

児童発達支援管理責任者は、支給決定保護者及び利用児童に対し、作成した個別支援計画（本計画）について説明し、文書により同意を得てください。また、個別支援計画を支給決定保護者に交付してください。

（留意事項）

- ・ 個別支援計画（本計画）に同意を得る際は、①同意日、②同意者氏名を記載してください。
- ・ **支給決定保護者**からの同意が必要です。
（よくある間違い：支給決定保護者は児童の父だが、母が個別支援計画に同意のサインをしている。）
- ・ 紙媒体に限らず、電子サイン等による同意も可能です。ただし、電子サイン等で保護者から同意を得る場合は、システムを利用し支給決定保護者以外がサインをできない状態を確保する等の対応が必要です。
また、電子サイン等による同意を得る場合であっても、支給決定保護者及び児童に対する説明が必要です。

3. モニタリング

児童発達支援管理責任者は、**少なくとも6月に1回以上**、個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）を実施し、児童について解決すべき課題を把握する必要があります。モニタリングの結果を踏まえ、個別支援計画の見直しを行ってください。

個別支援計画の見直しに当たっては、個別支援計画作成の流れ2 – (2)～(5)が必要です。

（留意事項）

- ・ 児童発達支援管理責任者（OJT期間中の職員を含む）が実施してください。
- ・ モニタリングに加え、必要に応じて継続的なアセスメントを実施してください。
- ・ 特段の理由がない限り、支給決定保護者及び利用児童への面接の実施が必要です。
- ・ モニタリング実施記録には、①面接の実施年月日、②出席者、③聞き取り内容を明確に記載してください。

4. 時間区分の設定

個別支援計画に、児童の日々の支援について、支援に要する時間（計画時間）を定めてください。原則として、個別支援計画に定めた計画時間の区分に応じて基本報酬を算定します。

（留意事項）

- ・計画時間については、個別支援計画と併せて支給決定保護者に説明し、文書により同意を得てください。
- ・延長支援加算を算定する場合には、計画時間と併せて個別支援計画に定めてください。
- ・短縮授業等が想定される場合には、短縮授業等の場合の支援に要する時間をあらかじめ個別支援計画に定め、支給決定保護者に説明を行い、事前に同意を得ておくのが望ましいです。

（時間区分の設定例）

	月・水・金	火・木	土	短縮授業の場合
提供時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間
	15時00分 ～ 18時00分	16時00分 ～ 18時00分	9時30分 ～ 15時30分	15時00分 ～ 18時00分
	3時00分	2時00分	6時00分	3時00分
延長支援時間 ※ 延長支援時間は、 支援前・支援後 それぞれ1時間以上から	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間
	～	～	8時30分 ～ 9時30分	13時00分 ～ 15時00分
	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間
	～	～	15時30分 ～ 17時00分	～
	0時00分	0時00分	2時30分	2時00分

5. 5 領域との関連性・インクルージョン等の観点からの検討

個別支援計画の作成に当たっては、5 領域の視点を網羅した本人支援、家族支援、移行支援、地域支援・地域連携について検討し、各支援を実施していくことが重要です。

5 つの各領域のねらいは、次ページに記載するとおりです。ねらいに応じた支援内容を検討してください。

(留意事項)

- ・アセスメントやモニタリングでは、5 つの全ての領域について検討を行い、各領域についての検討内容を記録してください。

支援	ねらい
本人支援	5 領域の視点を網羅した本人支援を実施してください。
家族支援	こどもの発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させるためにも、とても重要です。こども本人の状況や家庭の状況等を踏まえ、家族の困りごとに寄り添いながら、気持ちを受け止め、こども本人と保護者との相互の信頼関係を基本に保護者の意思を尊重しながら、支援を実施してください。
移行支援	地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進する観点から、放課後児童クラブ等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の取組を記載してください。
地域支援・地域連携	必要に応じて記載してください。関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、積極的に取り組むことが望ましいとされています。

5. 5 領域との関連性・インクルージョン等の観点からの検討

領域	ねらい
健康・生活 心身の健康や生活に関する領域	・健康状態の維持・改善 ・生活習慣や生活リズムの形成 ・基本的な生活スキルの獲得 ・生活におけるマネジメントスキルの育成
運動・感覚 運動や感覚に関する領域	・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ・身体の移動能力の向上 ・保有する感覚の活用 ・感覚の補助及び代行手段の活用 ・感覚の特性への対応
認知・行動 認知と行動に関する領域	・認知の特性についての理解と対応 ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得 ・行動障害への予防及び対応
言語・コミュニケーション 言語・コミュニケーションの獲得に関する領域	・コミュニケーションの基礎的能力の向上 ・言語の受容と表出 ・言語の形成と活用 ・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ・コミュニケーション手段の選択と活用 ・状況に応じたコミュニケーション ・読み書き能力の向上
人間関係・社会性 人との関わりに関する領域	・アタッチメント（愛着）の形成と安定 ・情緒の安定 ・他者との関わり（人間関係）の形成 ・遊びを通じた社会性の発達 ・自己の理解と行動の調整 ・仲間づくりと集団への参加